

公益社団法人日本エアロビック連盟 アクアエアロビック指導員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）アクアエアロビック指導員（以下「アクア指導員」という）に関する事項を定める。

(任務)

第2条 アクア指導員は、アクアエアロビック指導力向上に関わる科学的知見、水の特性を活かした指導力を習得して指導にあたり、アクアエアロビックの普及に貢献するものとする。

アクア指導員は、アクアエアロビックに関わる専門的な指導力だけでなく、指導者としての自覚と情熱を持ち、全人的な広い視野と高い識見を持たなければならない。

(基礎資格)

第3条 アクア指導員の基礎資格（受講資格）は次の通りとする。

(1) 受講年度の4月1日現在、満20歳以上とする。

(2) 地域のスポーツクラブ、サークルやスポーツ教室等でエアロビック及び水泳アクアエアロビックの指導に当たっている者及びこれから指導を目指そうとする者。

(アクア指導員養成講習会)

第4条 受講希望者は、第3条に該当していれば、本連盟に直接受講申込が出来る。

(アクア指導員資格の種類)

第5条 アクアエアロビック指導員は、次の2種類とする。

(1) アクアエアロビック指導員Ⅱ種は、基本的な指導を行うことができる。

(2) アクアエアロビック指導員Ⅰ種は、Ⅱ種を取得後2年以上の指導歴が有り、基本的な指導を行うことが出来ることに加え、中級者、上級者の指導が行う事ができる。

(資格の認定と登録)

第6条 アクア指導員はアクア指導員養成講習会修了後本連盟の定める資格審査を経て認定される。

2 認定を受ける者は、別に定めるエアロビック指導者登録規程及び個人賛助会員規程に則り手続きをして本連盟に登録するものとする。

(資格の有効期間と更新)

第7条 資格の有効期間は2年間とする。有効期間内に本連盟が開催する資格更新研修会を修了し、所定の更新手続きをすることによって有効期間は更に2年間延長される。

2 別に定める登録規程に則り、有効期限内に資格を更新しない場合は資格を失う。

(資格の停止と取り消し)

第8条 別に定める倫理規程の違反行為など、アクア指導員としてふさわしくない行為があったときは認定を停止、または取り消す場合がある。

(付則) 本規程は、平成12年12月1日から施行する。

1. 平成15年4月1日改訂
2. 平成25年4月1日改訂